

お薬の販売方法について

分類と 外箱表示	定 義	陳列方法	情報 提供	対応する 専門家	相談へ の対応
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します	書面を用いて、適正使用のために必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します		薬剤師	
指定第2類医薬品 第2類医薬品 第2類医薬品 第2類医薬品 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第1類医薬品を除く） 注） 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または	
第3類医薬品 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します		登録販売者	

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

ご存知ですか？ 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります

問合せ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 電話 0120-149-931(フリーダイヤル)

苦情相談窓口

一般社団法人 大阪府薬剤師会 TEL 06-6947-5481 (代)
 大阪市健康局健康推進部生活衛生課 TEL 06-6208-9986